

情報通信 (ICT) 技術の進展と法律問題 (その 1)

— 著作権問題の現状とこれから —

村上 仁己^{*1}, 尾形 哲志^{*2}, 川崎 秀二^{*3}

Development of Information and Communication Technologies and Its Impact to Legal Issue (1)

— Present status of copyright problems —

Hitomi MURAKAMI^{*1}, Satoshi OGATA^{*2}, Shuji KAWASAKI^{*3}

ABSTRACT: Development of Information and Communication Technologies (ICT) and their penetration such as Internet and digital broadcasting gave deep impact to copyright issues. Digital technology makes it possible to copy the multimedia content (image, picture and sound) keeping their quality equivalent. For example, various kinds of digital broadcasting contents can be copied many times with the equivalent quality of original and sent them by Internet to unspecified persons, anytime and anywhere. These kinds of digital technologies are now indispensable in our daily lives. On the other hand, such a very useful technology has the negative impact for copyright holder of those contents. This paper discusses the relationship between advancing digital technologies and related legal issues focusing on copyright problems. In addition, legal issues are also introduced for Ubiquitous network environment which is expected to be the next generation infrastructure of communication network.

Keywords: Information, communication, Internet, broadcasting, copyright

(Received March 23, 2009)

1. はじめに

技術の進歩が社会のありようを変えていく。古くは農耕技術の発展が余剰農産物を生み、封建制領主の支配する時代を創り、金属加工技術の発展が生産力を高めると同時に常備兵力を保持する専制君主国家の形成を可能にした。そして動力装置の開発を中心とした産業革命は、金融資本という新たな概念を生み出し、それまでの社会構造を一変させた。

この 18 世紀から 19 世紀にかけての産業革命を第一次、電気・石油による重化学工業化を第二次とし、原子力エネルギーの進展を第三次産業革命と称することがある。

いま、われわれが直面している革命とも言うべき

ICT(Information and Communication Technology)技術の革新が、後世から、人間社会のありようの変化としてどのように位置づけられるか、第四次の産業革命=ICT 革命と称されるか否かは未知のことではあるが、ICT 技術の進歩が生んだインターネットや地デジと称されるデジタルテレビ放送と、これらの進化形としてのユビキタスネットワーク社会が、過去数次の産業革命に比肩する社会変革をもたらし、われわれの生活の態様を大きく変えていることだけは間違いない。

集団生活を営む社会には、その集団を維持するためのルールが必要となる。その集団を国家という単位で考え、強制力を伴う規範として人為的に作られるものが法令である。もちろん法令は、人為的にのみ存在するものではない。集団を維持し律するためのルールは、その集団が持つ因習や伝統、共有する歴史観、これらを含めた文化に根ざす社会的通念、常識に依って形作られる。現に存在する多くの法令はそれらの自然法的規範を整理し、整

^{*1}: 情報科学科教授(hi-murakami@st.seikei.ac.jp)

^{*2}: フルエンシー研究所

^{*3}: 情報科学科ユビキタス研究室客員研究員

合性を勘案して成文化されたものである。

近・現代の国家では、このような従来からの規範の具現化として生まれた法に加え、社会の発展の中で生まれた利害を調整するため、あるいは発展を企図し目指すべき方向への誘導的な手段として、さらには想定される範囲での発展阻害要因、反社会的行為を忌避するなど、各種の政策目的、制度目的のために法律が作られる事も多い。

実態社会と法律の乖離ということがよく言われる。憲法の指し示す国家像と国際政治の実態というような大きな問題から、日常生活の中で当然とされている行為が違法行為という身近な問題まで、法と実態の乖離には数多くの例がある（卑近な例を示せば、高速道路などで常態となっている速度違反、あるいは贈答品や競馬での獲得賞金が所得として申告対象となる税法の関係などが挙げられる）。これら日常生活に関わる多くの事例においては、既に述べたように構成員に共通する自然法的な共通認識が優先概念として存在し、法律と生活上の実態認識とが乖離していても、常識の範囲という社会的な暗黙の基準もあって、それ自体大きな問題とはなり得ない。

ところが、政策的に作られた法律によって社会的な制度・枠組みが定められ、これらの法制度と実態社会との間に乖離あるいは齟齬が起きる場合には問題は簡単ではなくなる。法律の規定の仕方如何によっては、社会構造、また、産業構造のあり方にまで法令が影響を及ぼす。法は本来、実態経済・社会の動きに対し、その中立性をア・プリオリに維持しなければならない。

とくに技術の進歩は、ときに法の想定するところを大きく超える社会事象を生む。技術進歩が社会的な利益を生む場合であっても法の対応が遅れる（意図の如何に関わらず）ことによりその実現が阻まれる。またある場合は、技術の悪用に法が対応できず、法規制の外で犯罪・社会的に忌避すべき実態が独行し、大きな社会的混乱を発生させることになる。

技術進歩によってもたらされた、ネットワーク社会の劇的とも言うべき急速な進展は、法律・制度の想定を遙かに超えたスピードで推移している。同時に、生活の、社会のあらゆる分野で押し寄せる新たな仕組みは、これまでの社会的な常識や通念では推し量り対処出来ないレベルにまで達しており、問題の処方箋がないまま、各種の局面で大きな社会的混乱を生んでいる。その要因の1つが‘インターネット’である。インターネットの普及期に、現在では当たり前であるが、日米間の専用線を不特定多数のユーザがアクセスし使用する法的根拠がないままサービスが開始されたという専用線約款問題が起こ

り問題ともなった。（注釈1）

本稿ではICT技術の急速な進展によってもたらされたネットワーク社会が、新たに派生させた問題を例示的に示しながら、これらの問題に関わる法制度、そして、そこで起きているフリクションを検証してみたい。

2. 解決をせまられている各種の問題（放送・情報・通信法制の抜本改革）

ネットワーク社会の進展が招来させ、未整理、未解決なままとなっている問題は極めて多岐にわたっているが、解決をせまられる問題のうちの一つは、放送・情報・通信を巡る法制度が、時代の要請に答えられなくなり、抜本的改革・再編成を必要としているという問題である。

現在の通信・放送に関する主な法律は9本あり、その内容から3つのグループに分けられる。グループ別に法律名（いずれも略称）を列記すれば、通信サービスに関しての、電気通信事業法、有線放送電話法、NTT法の3法、放送サービスの関係は、放送法、有線テレビ放送法、有線ラジオ放送業務運用規制法、電気通信役務利用放送法の4法、これに、通信・放送の両サービスにまたがる伝送路の規制を行う、有線電気通信法と電波法が加わる9法である。さらに、これらの基本的な法律に加え、不正アクセス防止法、電子メールの送信の適正化法などの利用実態を睨んだ補間的な法律が在る。これら法律の守備範囲、補間関係は錯綜しており、専門家をも混乱させる。その主な原因は、各法が技術の進歩を後追いしながら、個々の技術に対応させ且つその時点での現行法とのつじつま合わせを行って作られてきたことによるものである。

これら法律群を大別させてきた「放送」と「通信」という二本の柱が、ICT技術の進歩によって、そのサービス・制度の間の垣根を事実上無くして来ている。放送と通信の具体的な融合関係を考えれば、技術的には、多チャンネルデジタル放送とインターネットで代表されるブロードバンドネットワークサービスとの「伝送路の融合」、ワンセグ携帯などにみられる「端末機器の融合」があり、これに加えてサービスの提供者である「放送会社」と「通信会社」の統合という「資本の融合」が起きているということである。この現実が、情報関係の法律の抜本的な整理・統合を必然のものとした。

放送と通信の融合という実態に対する法律問題での対処は、吃緊の見直し課題として総務省が中心となり、政官財学の全てを巻き込んだ議論が盛んに行われており、2011年までに、現在の9つの関係法律の整理・統合が予

定されている。今後のネットワーク社会のありようの基本方向とも密接に絡む大改革であり、今後の論議からは目が離せない。

許された紙数の関係から、この論議への言及は別の機会に改める事とするが、改革の方向、法制度の基本的な枠組みに関し、重要な提言がなされているので、この点のみを賛意を含め指摘しておきたい。

総務省が立ち上げた「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会」（1）が、2007年12月にまとめ、公表された報告(1-a)では、改革の基本理念として、「情報の自由な流通」「ユニバーサルサービスの保障」「情報通信ネットワークの安全性・信頼性の確保」を挙げている。そして、法律の基本的な枠組みとして、これまでの縦割り行政を反映した外形的なメディアごとの規制に換えて、放送・通信の中身に着目した規制を行おうという、極めて画期的な考え方が示された。

具体的には、放送番組や動画像などの「コンテンツ」、通信・放送設備などの「伝送インフラ」、顧客の管理・料金などの「プラットフォーム」という、情報通信ネットワーク機能の上での3つのレイヤー（階層）に分けて法規制の体型を作っていこうというものである（下図1を参照）。この議論は、今後なお検討を要する点も多いが、これまでの法体系の作り方と比し極めて斬新かつ実態に沿った考え方として、評価・注目をしていきたい。

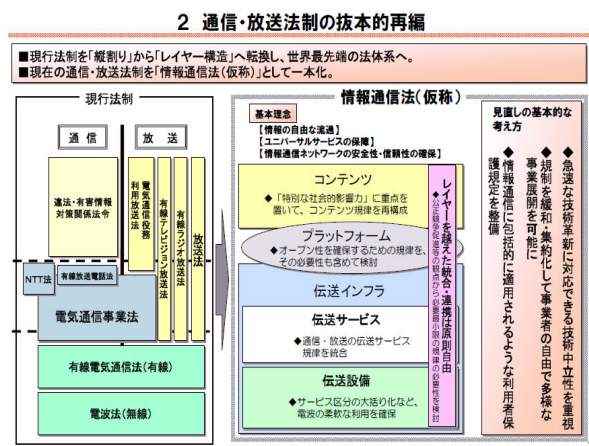


図1 通信・放送法制の仕組みと再編の考え方

（報告書のポイント3頁＝総務省・2007/12/06）（1-b）

3. 技術革新が生んだ法的・社会的課題

解決がせまられる他の一つは、主に情報通信技術の発達をもたらした新たな社会的な問題への対処である。問題が極めて多岐にわたっているが、これらを大胆に分類

すれば、以下の5つの解決を要する課題と、これから必要となる事が予想される問題群に整理される。

① プライバシーの保護の問題。

公的機関や企業が保持する個人情報、ウェブサイトの利用情報、GPS情報、電子カルテ等による医療情報、生体認証情報、肖像権の扱い、etc

② 知的財産権等への対応の問題。

デジタル環境での著作権、コンテンツの二次利用、容易になる海外での知財侵害、etc

③ 電子商取引ルールの確立、電子マネーの問題。

取引規格の整備、消費者の保護、違法商取引の規制、決済の安全性の確保、ネットでの広告のあり方、etc

④ 違法・有害情報、迷惑メールなどの問題。

有害サイト、青少年保護、犯罪行為との連関、匿名サイト、プロバイダーの責任、etc

⑤ 情報セキュリティの確保とサイバーテロの問題。

ウイルス対策、不正アクセス、盗聴、トラヒックの急増、サイバーテロへの対応、etc

これらの現に発生している問題の解決に加え、ICT技術の進展にともなって今後想起される課題としては、電子政府（自治体を含む）、司法・治安、税制などの公共セクター、あるいは農水、医療、教育など、各分野でのICT活用のための基盤整備とルール作りがある。

上記、解決課題として列記した各問題は、いずれもが法的な規制・環境整備と技術的な側面の両面からの解決が求められ、加えて社会的な環境整備をも求め、解決されなければならない課題である。本稿では上記に掲げた問題のうちから、デジタル環境での知的財産権、とりわけ著作権の問題に絞り、論述していくことにしたい。

この著作権に係る問題を本稿で採り上げる趣旨は、著作権問題が技術進歩と密接に絡む問題であり、技術進歩が生み出す新たな事態の中で、著作権を規定する法体系が即応出来ず、また問題解決の基準・方向性が定まらないという意味での混乱が見られるからである。

以下、法律の問題にも若干の言及をしていくことになるが、本稿は、法律解説を目的とするものではなく、また筆者の浅学もあり、法律用語、法解釈などに正確性を欠く部分があることを予め謝しておきたい。

4. 技術進歩と著作権

著作権に関する法制度の歴史は古く、日本では明治32年、いわゆるベルヌ条約（文学的及び美術的著作物の保

護に関するベルヌ条約)への加盟にあわせて「著作権法」が制定された。この法律は昭和45年に全面改正がなされ、工業所有権各法規と一体となり知的財産権の法体系を構成している。

著作権と一口に言っても、その中には著作者の人格的利益を保護する著作人格権と、著作物の利用を許諾したり禁止したりする著作財産権、さらには著作物の公衆への伝達に重要な役割を果たしている者(実演者、CD・DVD等の媒体製作者、放送事業者及び有線放送事業者等)に与えられる隣接著作権がある。

5. 著作権と技術進歩は連環する問題

著作権の問題は複製技術の進歩と密接な相関関係がある。音楽に関わる著作権を例にとってみよう。録音という技術がなかった時代、音楽は実演で聴くものであり、著作権を考えれば、作曲、作詞という音楽の創作者、そして音楽を奏する実演者が権利者の全てであった。この時代、著作人格権の問題は意識されるとしても、著作財産権の問題は創作者と奏者との間には存するものの、両者で解決できる単純な権利関係であった。これが、録音技術、レコードという媒体が生み出されることにより大きく変質した。実演以外の方法で音楽を聴ける、聴かせられることから財産権の解決が実質的な問題として浮上し、さらにレコードの制作者にも隣接著作権という新たな権利が発生することになる。

そして、デジタル技術の登場によって、著作権問題が迷走を始める。

デジタル技術の登場以前、いわゆるアナログの時代でもレコードから録音テープへ、また、テレビからビデオテープを使つての録画が行われた。不特的多数の者による著作権侵害の始まりであった。ところがアナログ技術では、繰り返しの録音・録画、いわゆるダビングは数回行われると音質や画質が極度に劣化する。このため著作権の侵害は容易に明らかな事実となり、またこれら複製物が商品としては使い物にならなかった。このため、著作財産権の侵害は一定の範囲でしか起こらなかった。

「複製したものは複製者の個人使用に限定して容認」するという、著作権の考え方からは奇妙ともいえる論法で、著作権侵害の実質的な忌避が可能でもあった。ところがデジタル技術は、数次に繰り返される複製での品質劣化問題を解決し、複製物での音質、画質をオリジナルの音楽や映像と区別が難しいレベルにまで向上させた。

また、ハイビジョンという高精細でかつ、従来テレビとアスペクト比(縦横比)が異なるテレビが新しいメデ

シアとして実現されたことにより、映像コンテンツ開発者の意向と必ずしも整合しない画面サイズの変換という問題を生じた。(注釈2)

6. デジタル環境への対応

著作権の保護は、複製技術の進歩によって、これまで用いられてきた法論理の手法だけでは解決出来なくなつた。そして、複製そのものに歯止めをかけるための新たな技術手法を用いることで解決を図ろうとしている。著作権保護の重要性を考えればやむを得ないことともいえようが、その一方では、技術の向上により可能となった利便性を別の技術で封ずるという奇妙な現象(パラドックス)をおこしている。

政府は、この4月から著作権法の政令の一部を改正し、次世代DVD(以下、ブルーレイ)とその録画装置への私的録画補償金の制度を実施しようとしている。これは、ブルーレイにより劣化のないほぼ完全な映像保存(録画・再生)が可能となる事による、テレビ局などの著作権団体の著作財産権(隣接著作権を含む)を保護するための措置であるが、同時に昨年、機器製造会社と著作権団体との間で合意がなされ(政府も追認)た「ダビング10」ルールとの抱き合わせで執られる措置でもある。

ダビング10ルールというのは、デジタルテレビ放送をデジタル方式で録画しコピーした場合、画質の劣化無しでコピーを際限なく繰り返す事が可能になるため、その回数を制限するための措置規定である。この規定は、従前からの、デジタル放送からデジタル録画したものをコピーする場合には移動を1回しかできないというコピー・ワンスルールを、移動に失敗した場合に録画内容が失われてしまうことがあるため作られた、コピー・ワンスルールを緩和した暫定的措置である。

このルールの内容からも判るように、これは劣化しない録画装置を作り販売する機器メーカーと、著作権の保護を主張する著作権団体の利害の妥協を図った措置にすぎず、先に述べた保証金制度は、著作権団体がダビング10ルールでは納得できずに追加措置として求めたものである。この一連の措置は、各団体間の利害調整以外の何者でもなく、結果として権利侵害の有無を複製の回数で決めるということに至っては、著作権を保護するという社会的、文化的な意義やその思想は全く見えてこないことになる。

今後の技術進歩では、通信による映像配信が主流となり、いつでも見たい映画や番組が画質(音質)の問題もなく聴取出来るようになっていく事が予想される(次節

でその端緒ともなる事例のいくつかを紹介する)。そうした技術が通常の視聴手段として提供される事になれば、録音や録画ということ自体があまり意味をなさなくなるのではないだろうか(例えば、「時刻表」がインターネット等での情報提供により単に列車時刻を知りたい場合には不要なものになりつつあるように)。一般的な視聴がネット主体となっていけば、録音、録画機器に課金する事で著作権問題の解決を考えている、今時の改正を含む現在の手法は、過渡的な弥縫策に過ぎなくなる。

7. インターネットと放送番組の著作権(その1)

放送の現場でもインターネットとの関係での混乱が起きている。著作権との関連で、放送とインターネットとの関係をみてみよう。

最初は、現行法の予測範囲を超えた技術進歩が、司法の判断をも混乱(困惑というべきか)させている事例である。

2006年6月、インターネット経由でテレビ番組を視聴できるサービスを不特定多数に提供するのは著作権法(隣接著作権)に違反するとして、NHKと民放5社が、民間会社の運営するサービス「まねきTV」(2)(注釈3)の差し止めを東京地方裁判所に求めた。この差し止め請求は、同年8月の東京地裁での申立却下、2007年1月の知財高裁の抗告棄却(1-c)で「まねきTV」側の全面勝訴で決着を見た。NHKと民放5社の主張は、「放送対象地域外について放送が再送信されないようにすることは、著作権法によって保護されるべき著作者の正当な利益」とするもので、まねきTVのサービスは、著作物の送信可能化権の侵害にあたりと訴えたが、司法判断は、著作権侵害・業務の差し止め請求を認めなかった。

一方、同様のサービスの事例で、著作権侵害が認められた事件がある。こちらは2004年10月、日本国内のテレビ番組を録画・視聴できる環境を海外在住の日本人向けに提供していた「録画ネット」および「ロクラクII」に対し、東京地裁が著作権侵害(複製権侵害)等を認め、サービス差し止めの仮処分(1-d)を言い渡した事件である(事件自体は既に和解が成立している)。

両事件は、サービス利用者から見る限り、同様の結果をもたらすサービスである。海外にいる視聴者が、国内のTV番組(まねきTVでは国内の他の地域で放映される番組)をインターネット経由で視聴できる(録画できる)サービスである(現在では、同様のことが専用の機器を購入することで可能となっている)。

この両事件での著作権侵害に対する裁判所の判断が正

反対となったのには、いくつかのポイントがあるが、判断を分けた最も重要なポイントは、違法行為となるサービス(録画・視聴行為)の主体が、サービスを提供する側にあるのか、利用する側にあるのかの問題であったと思われる。録画・視聴それ自体(行為もしくは意志)は、両者とも視聴者が行うという点で変わりはないが、「録画ネット」では、サービス提供者が持つ(支配・管理する)機器・システムの中で録画が行われている(視聴者はネットでこれら機器にアクセス視聴する)事から、サービス提供者のサービス行為を著作権に違反するものとして、差し止めを認めた。これに対し、「まねきTV」では、このサービスの主体となる機器(市販品のレコーションフリー(注釈4))をサービス提供者が備えている事は同じであるが、その使用機器が汎用の市販品であったことから、実質的に視聴者側が所有し、サービス提供者のサービス行為はそれらの管理サービスと考え、結果、サービス行為は視聴者側が行って(視聴者がサービス提供者にネットからアクセスし視聴することは「録画ネット」の場合と同様)おり、サービス提供者に著作権侵害は無いとした。誤解を招くことを避けるため争点となった権利関係を正確に記せば、録画ネットは録画するために「複製権侵害」が問われ、まねきTVは「公衆送信権」および「送信可能化権」の侵害が問われているなど、両裁判の論点は既述の「主体の問題」だけでは無いことを指摘しておく。

法律論として両裁判の判決に異議を申し立てるつもりは無いが、ほぼ同様と言ってもいいサービスに、肯定と否定の判断がなされた結果そのものには、正直、違和感を覚えざるを得ない。この両判決の問題ではいまでも議論が続いていると聞くと、ここで本稿が問題としなければならない事は、サービス提供者のサービスの提供方法、またサービスへの関与の仕方では、ネットを使った複製や配信の同種のサービスが著作権上許されないこととなる可能性が高いということである。というのは、今後考えられあるいは普及する事が予想される同種サービスは、録画主体を「録画ネット」の場合のようにサービス側となることが容易に想像できるからである。

8. インターネットと放送番組の著作権(その2)

前項のテレビとネットを巡る問題(争い)は、いささか旧聞に属する嫌いもあるが、放送業者と通信業者それに著作権団体も加わっての“綱引き”は、現在に至る「今日的課題」でもある。この項では、放送と通信の「垣根」を事実上取り崩す著作権法改正によって生まれた「IP

再送信」を採り上げてみたい。

通称、I P再送信、正確には「I P同時再送信」というサービスシステムがある。これは、テレビ放送の番組そのものを、ほぼ同時に専用の「I Pネットワーク(注釈5)」経由で配信する仕組みのことである。

これまで、テレビ番組の視聴には、通常のアンテナを介する電波経由の方法以外に、特定地域でサービスされている有線のケーブルテレビ(CATV)での方法があった。これらは無線、有線という差はあるが、いずれも「放送」の受信による視聴であるのに対し、I P再送信での視聴は「通信」によって行われている。

視聴者の側からは、同一番組をリアルタイム(技術的には時間差があるが視聴者には無視できるレベル)に視聴できる同様のサービスで、従来の電波、CATVに新たな方法が加わったということである。ところが、これを著作権の観点からこれを見ると、同様の話どころではない“とんでもない話”ということになる。著作権の保護の観点からは、放送と通信は全く別のカテゴリーであり、許諾の範囲、手続きには大きな差があった。

I P再送信は、I Pマルチキャスト(注釈6)をコア技術とする「I P放送」の一類系である。I P放送は、2002年に施行された「電気通信役務利用放送法」によって、登録した通信事業者に認められた“放送”であるが、著作権法上では「放送」ではなく「自動公衆送信」と位置づけられ、著作権者に許諾を求めなければならない範囲がはるかに広く規定される。技術的には既に完成し、通信事業者としては極めて魅力的な事業であったはずのテレビ番組のI P放送での再送信が進まなかった最大の理由は、この著作権上の放送と通信の垣根を乗り越えられなかったことに在る。問題を理解するため、例示で若干の解説をしよう。著作権法では、「放送」の場合、放送を行うことにに対し、著作者には事前の承諾が必要とされるものの、その番組に出演する者などの隣接著作権者には事前承諾を必要としない「報酬請求権化(＝番組終了後に一定の報酬を支払う方式)」が認められている。これに対し「通信」(この場合I P放送)においては、著作者だけでなく、番組の出演者など隣接著作権者を含む全ての著作権者に事前に許諾を得ることが必要とされる。別の言い方をすれば、番組の再送信を行おうとする場合、その番組の出演者の全ての事前承認を得る必要があり、そのうちの一人だけでもが再送信に同意をしなければ、番組の再送信(＝放送)が出来ないということになるわけである。I P放送が「通信」である以上、テレビ番組の再送信は事実上、不可能であった。

状況が、急転回をしたのは、2011年の7月に行われる

アナログ放送の廃止、地上デジタルテレビへの全面切り替えの問題に端を発する。国策として(強引に?)進められる地上デジタル放送への全面移行であるが、未解決の問題が残っていた。それは、一部の地域では難視聴が起きることが避けられない(過疎地域や都市部でもビルの陰など、電波が届かない地域が残る。この現象は技術的な問題と言うよりはコスト問題)ことが予想されるという問題であった。この状態を解消するための手法として考えられたのがI P放送の利用であった。

2006年12月、I P放送でテレビ放送番組の同時再送信を事実上可能とするための著作権法の改正(平成18年法律第121号(1-e))が行われた。改正では、I P再送信に、有線放送と同様の著作権上の取扱(すでに説明した「報酬請求権化」)を認めることとしたのである。事実上の“垣根の取り払い”で、ネットワークでのテレビ番組の視聴問題は一応の決着を見たことになる(昨年5月、東京地区でI P再送信サービスがNTTの関連会社・ほか1社により開始された)。

I P放送は、テレビ番組の視聴の新たな技術的な手法として、ますます拡大をしていく可能性を秘めているが、著作権法の今時の改正で対象となったのは、「I P同時再送信」だけであり、多チャンネル放送などは積み残された。また、I P放送自体、その再送信にはテレビ局(放送事業者)の同意が当然必要である。

通信・放送法制が著作権法規と相俟って作ってきた情報社会の秩序は、技術進歩による実態上の利益によってその姿を変え、今後予想される放送業者と資本の融合も加え、完全にその姿を変える必要に迫られている。

9. ユビキタス時代に向けて

ユビキタスという言葉が使われる。

ラテン語で「遍存＝あまねく存する」を意味する言葉だが、「誰でも、何処でも、何時でも」は、技術進歩、とくに通信・ネットワーク技術の革新によって、言葉通りの社会環境(＝ユビキタスネットワーク社会)を実現させようとしている。その実現は、経済面はもちろんの事、社会・文化などのあらゆる面での利便性を高め、その進化を促進していく事になる。その一方で、「誰でも、何処でも、何時でも」は、文化的な資産でもある著作権の保護という問題を、極めて難解な課題としてしまっている。

さらにユビキタス時代では図2、3が示すように(3)、GPS 位置情報、体温などの身体情報、歩く、走るなどの動作情報等の1人1人の個人情報が多様なセンサを通じて取得され、ネットワークに流通する。従来の知的創造

物とは異なる新たな著作権の有りようが問われることは必然である。

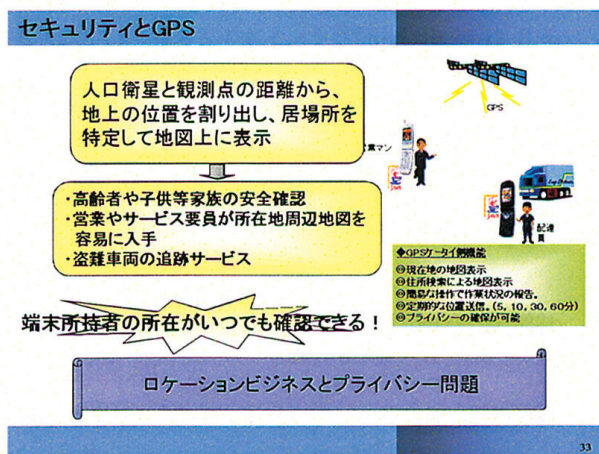


図2 GPS位置情報とプライバシー

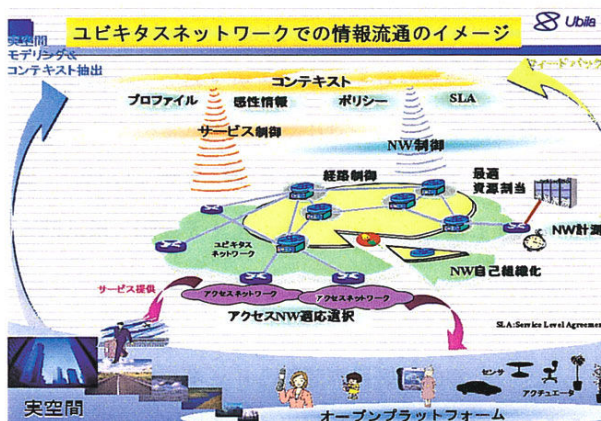


図3 ユビキタス時代の情報流通

10. 法改正に求められる技術に対する「中立性」

本稿では、著作権の問題を取り上げ、技術の進歩と法律・制度の関係を例示的に見てきたが、今後の技術革新を考えると、法律制度もこれまでのような問題対応型の制度改正を続けることに、その限界が見えてきている。

技術の革新は、時代の進歩であり、利用者の利便性を向上させ、幸福追求を実現させていく成果である。ところが、現状の法制度・枠組みの改訂は、それまでの制度・仕組みとの間で生ずる齟齬の解消、あるいはまた従来の構図（時として利益構造）の保護の観点から、即応的な手直しをしていく手法によることが多い。これでは、技術革新の成果による新しいサービスの伸展を法制度が

妨げ、延いては、法制度が技術革新そのものに対する阻害要因にも繋がりがかねない。

企図されている放送・通信・情報関連法規の抜本改正が作る新たな秩序は、どのような未来の姿を予定するものになるのだろうか。情報・通信法制の大改正においては、第一にサービスの向上を視点の中心にすえ、第二には、今後の技術革新に対する予測可能性を加味した改正でなければならない。そして、より以上に重要なポイントは、本稿で縷々述べ、明らかにしてきた、法・制度の「技術に対する中立性」を基本的な理念として確保することである。

技術進歩の有意性を具現化する法体系の確立を、切に望むものである。

11. あとがき

インターネットやデジタル放送で代表されるここ10年間の技術進歩によって生じた、法律・制度のフリクションについて、私見を含めつつ現状と今後の課題を紹介した。

現在のこのフリクションは著作権を中心とした知的創造物に関してであった。今後のユビキタス時代では、このような知的創造物に加え個人の位置・場所・身体情報・動作情報等が社会インフラのコンテンツになることは必須である。今後このような個人情報に対しその有効利用を促進しつつ、どう法律・制度が対応するかが問われる。法律体系の整備に期待したい。

参考文献

- (1) 総務省関係資料：
 - (a) 総務省「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会報告書」：平成19年12月6日
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/policyreports/chousa/tsushin_houseikikaku/pdf/071206_4.pdf
 - (b) 上記(a)「報告書のポイント」：平成19年12月6日
http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/2007/pdf/071206_2_bs1.pdf
 - (c) 「知的財産高等裁判所：平成18年12月22日 抗告棄却決定書」
<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20061222154234.pdf>
 - (d) 「東京地方裁判所：平成16年10月7日 仮処分命令書」
<http://www.6ga.net/kettei.pdf>

- (e) 「著作権法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 121 号）」

<http://www.e-hoki.com/law/digest/1.html>

- (2) <http://www.manekitv.com/>

- (3) 村上，『ユビキタスネットワーク社会の実現を目指したトータル的なネットワークシステムの研究開発，－Ubila プロジェクトの研究成果から－』，第 13 回九州・国際テクノフェア，2008 年 10 月

注釈

- (1) インターネットと国際専用線用約款

インターネットの有用性が認識され始めた 1999 年，日米間でのインターネットの利用と日米間の国際回線の準備が進められた。特に国際専用線は極めて安価な値段で利用可能であったが，当時の約款では，認可を受けた国際通信業者や資本関係等のある特定の機関間だけの使用が可能であった。不特定多数の使用が前提のインターネットでは，このような目的に適合せず関係者は問題に直面した。当時の KDD（現 KDDI）の担当者の英断で，専用線約款を気にせずインターネット目的に使用可能となった。

- (2) テレビでの画面変換

映像とは古くは映画のみであったが，その後，アスペクト比（縦横比）が 3：4 のテレビが出現し，そのコンテンツとして映画が用いられるようになったことから，映画（アスペクト比はほぼ 9：16）との画像変換が必要になった。つまり 9：16 から 3：4 への変換である。その後，アスペクト比が 9：16 のハイビジョンが主流となり，そのコンテンツとして，それまで蓄積した 3：4 映像を用いる必要性が生じ，3：4 から 9：16 への画面変換が必要になった。このような 2 つのアスペクト比間の変換には，次のような手法 (a)－(g) があり，いずれも映像信号に手を加える可能性があり，著作権問題として議論された。

(a) ビラーボックス（サイドパネル）

4:3 映像の両ソデに余白（一般的には黒余白）を追加して 16:9 の画面比にする。4:3 映像信号を 16:9 ワイド画面に映す場合に行なわれる。

(b) 上下カット

4:3 映像を，16:9 サイズに合わせる形で，上下両端を同じサイズにカットする方法。

(c) サイドカット

16:9 映像を，4:3 サイズに合わせる形で，左右両端を同じサイズにカットする方法。地上波放送で一般的によく見られる。

(d) レターボックス

16:9 の映像を 4:3 映像の横幅を基準に上下に余白部（一般的には黒）を追加する方法。この方法は，16:9 画面サイズの欠落がないため映画の変換でよく用いられる。16:9 映像を全て再現できる一方，映像部部分が小さくなるという欠点もある。この方式を最初に主張したのは，映画監督の黒澤明といわれている。

(e) 14：9（13：9）中間サイズカット

サイドカットとレターボックスの両方を行って変換する方法。4：3 画面ではレターボックスより映像が表示される部分が増え，16：9 画面では被写体やテロップが中央に寄り過ぎず多少の余裕ができ，互いの視聴者に与える違和感が少なくて済む。

(f) スクイーズ

16:9 映像の画面を左右に圧縮して，4:3 サイズに合わせる方法。映像画面の比率が変わるので，表示処理で後述するアナモフィックを併用することを前提に行なわれる。

(g) アナモフィック

4：3 映像の画面を左右に引き伸ばして，16:9 サイズに合わせる方法。映像画面の比率が変わるので，記録処理で前述のスクイーズ処理をした映像を元に戻すことを前提に行なわれる。

(3) まねき TV

海外に居住する人が日本のテレビを視聴できるように，また地方の方が東京のテレビを視聴できるように，ソニーのロケーションフリー機器をこのまねき TV 社に預け，インターネットを通じて PC やテレビ受像機で楽しむサービスである。もちろん個人利用に限定している。

(4) ロケーションフリーテレビ

ソニーが販売する無線 LAN を搭載したテレビ。映像信号をリアルタイムで MPEG 信号に変換，インターネットを介してパケット信号として伝送する。どこにいても，インターネットを介してこのロケーションテレビ機器が設置されている場所のテレビが視聴可能となる。

(5) IP ネットワーク

TCP/IP 技術に基づいて構築したコンピュータ用ネットワークで，所謂インターネットと同義語。従来はデータ伝送用の非実時間伝送用であったが，新技術の開発とブロードバンド化によりテレビ放送，電話など実時間伝送に用いられるようになった。

(6) IP マルチキャスト

インターネットなどの IP ネットワークを用い，テレビ放送のような 1 対多にコンテンツを一斉に送る技術。